

中運総総第208号の2
令和3年3月10日

関係団体 各位

中部運輸局長
(公印省略)

東日本大震災十周年追悼式の当日における弔意表明について

平素は、国土交通行政に格別のご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、標記につきまして、国土交通省大臣官房長より別紙のとおり通知がありましたので、貴団体におかれましても、本趣旨についてご理解のうえ、傘下会員に周知いただきますようお願いいたします。

	関係団体名
本局	1 一般社団法人 日本ホテル協会 中部支部
	2 一般社団法人 日本ホテル協会 神静山梨支部
	3 一般社団法人 日本旅館協会 中部支部連合会
	4 一般社団法人 日本旅行業協会 中部支部
	5 中部鉄道協会
	6 中部鋼索交通協会
	7 中部地方通運業連盟
	8 中部通運業連合会
	9 公益社団法人 中部海事広報協会
	10 東海北陸旅客船協会
	11 中部沿海海運組合
	12 東海内航海運組合
	13 静岡県内航海運組合
	14 全国内航タンカー海運組合 東海支部
	15 東海港運協会
	16 日本海地区港運協会
	17 中部倉庫協会連合会
	18 東海冷蔵倉庫協議会
	19 北陸冷蔵倉庫協議会
	20 一般社団法人 東海小型船舶工業会
	21 中部船用工業会
愛知	22 一般社団法人 愛知県自動車会議所
	23 公益社団法人 愛知県バス協会
	24 愛知県タクシー協会
	25 名古屋タクシー協会
	26 一般社団法人 愛知県トラック協会
	27 一般社団法人 愛知県自動車整備振興会
	28 一般社団法人 愛知県自家用自動車協会
	29 愛知県自動車販売店協会
	30 愛知県軽自動車協会
	31 愛知県自動車部品販売協会
	32 一般社団法人 日本自動車連盟愛知支部
	33 一般社団法人 愛知県レンタカー協会
	34 中部自動車リース協会
	35 一般財団法人 日本自動車査定協会愛知県支所
	36 愛知県中古自動車販売協会
	37 愛知県自動車車体整備協同組合
	38 愛知県輸入自動車販売店協会
静岡	39 一般社団法人 静岡県自動車会議所
	40 静岡県倉庫協会
	41 一般社団法人 静岡県バス協会
	42 静岡県タクシー協会
	43 一般社団法人 静岡県トラック協会
	44 静岡県レンタカー協会
	45 静岡県個人タクシー連合会
	46 静岡県自動車販売店協会
	47 一般社団法人 静岡県自動車整備振興会
	48 静岡県軽自動車協会

	関係団体名
岐阜	49 一般社団法人岐阜県自動車会議所
	50 公益社団法人岐阜県バス協会
	51 岐阜県タクシー協会
	52 一般社団法人岐阜県トラック協会
	53 一般社団法人岐阜県自動車整備振興会
	54 一般社団法人岐阜県自家用自動車協会
	55 岐阜県自動車整備商工組合
	56 岐阜県自動車電装品整備商工組合
	57 岐阜県レンタカー協会
	58 岐阜県中古自動車販売協会
	59 岐阜県自動車車体整備協同組合
三重	60 岐阜県自動車販売店協会
	61 岐阜県軽自動車協会
	62 一般社団法人三重県自動車会議所
	63 公益社団法人三重県バス協会
	64 一般社団法人三重県タクシー協会
	65 一般社団法人三重県トラック協会
	66 一般社団法人三重県自家用自動車協会
	67 一般社団法人三重県自動車整備振興会
	68 一般社団法人北勢自動車協会
	69 三重県自動車販売協会
	70 三重県軽自動車協会
福井	71 三重県中古自動車販売協会
	72 三重県レンタカー協会
	73 一般社団法人福井県自動車会議所
	74 一般社団法人福井県自動車整備振興会
	75 公益社団法人福井県バス協会
	76 一般社団法人福井県タクシー協会
	77 一般社団法人福井県トラック協会
	78 福井県自動車販売店協会
	79 一般社団法人福井県自家用自動車協会
	80 福井県軽自動車協会
	81 福井県中古自動車販売協会
	82 福井県自動車車体整備業協同組合
	83 福井県レンタカー協会
84 福井県冷蔵倉庫協会	
85 福井県倉庫協会	

国官総第191号
令和3年3月8日

本省局長等 殿
地方局長等 殿
独立行政法人の長 殿

国土交通省大臣官房長
(公印省略)

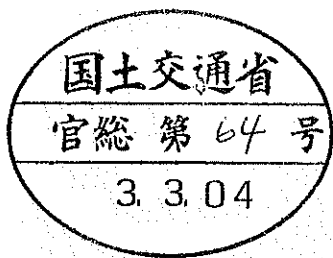
東日本大震災十周年追悼式の当日における弔意表明について

標記について、別添のとおり内閣官房長官より通知がありましたので、その趣旨の徹底を図り、貴所属職員及び関係機関・団体等に対し周知願います。

また、本式典中の一定時刻（午後2時46分）に黙とうを捧げるように、貴所属職員及び関係機関・団体等に対し周知願います。

なお、弔旗掲揚に際しては、別添通知の記載事項に留意の上、対応願います。





府 総 第 101 号

令 和 3 年 3 月 2 日

国土交通大臣

赤 羽 一 嘉 殿

内 閣 官 房 長 官

加 藤 勝 信

東日本大震災十周年追悼式の当日における弔意表明について（依命通知）

標記について、別紙のとおり閣議了解されましたので、貴省においても御協力願いたく、命により御依頼申し上げます。

また、貴省部内及び関係者（独立行政法人、特殊法人等を所管する省におかれては、当該独立行政法人等を含む）への周知方、よろしくお取り計らい願います。

併せて、貴省部内及び関係者に対して、本追悼式中の一定時刻（午後2時46分）に黙とうを捧げるよう周知方、よろしくお取り計らい願います。

なお、弔意表明に際しては、下記事項に御配慮願います。

記

弔旗掲揚については、「大喪中ノ國旗掲揚方ノ件」（大正元年7月30日閣令第1号）に準拠し、竿球は黒布をもって覆い、旗竿の上部に黒布を付することとするが、弔旗として半旗掲揚の慣行のあるところでは、それに従ってもよいこと。

東日本大震災の弔意表明について

（令和 3 年 3 月 2 日）
閣 議 了 解

東日本大震災発災十年となる 3 月 11 日に、哀悼の意を表するため、次のとおり措置するものとする。

- 1 各府省においては、弔旗を掲揚するとともに、各公署、学校、会社その他一般においても同様の措置を採るよう協力方を要望すること。
- 2 国民各位に対して、震災の発災時刻（午後 2 時 46 分）に黙とうを捧げるよう協力方を要望すること。

参 考

大喪中ノ國旗掲揚方ノ件

〔大正元年七月三十日
閣令第七一號〕

大喪中國旗ヲ掲揚スルトキハ竿球ハ黒布ヲ以テ之ヲ
蔽ヒ且旗竿ノ上部ニ黒布ヲ附スヘシ其ノ圖式左ノ如シ

